

社団法人一関青年会議所基金管理規程

第1条 社団法人一関青年会議所基金（以下基金と称す）とは、特別会員の入会金、寄附金、基金預託による預金利子、その他の臨時的収入の積立金をいう。

第2条 基金は、社団法人一関青年会議所の恒久的運営、財政的基礎の確立のために設ける。

第3条 基金の管理及び運用については、理事会の決定によるものとし、その結果は理事長が総会に報告する。

第4条 基金は経常費に使ってはならない。

附 則

本規程は、昭和49年3月23日より施行する。

附 則

本規程は、昭和58年1月1日より施行する。

附 則

本規程は、平成10年1月1日より施行する。

附 則

本規程は、平成20年1月1日より施行する。